

あなたの会社の簡易リフト・作業用エレベーターは安全ですか？
建築基準法の規制の条件を満たしていますか？

Concrete plan

現状 届け出・検査・安全装置の不備による事故の多発

このところ工場や作業場等において、建築基準法で定めるエレベーターであるにも関わらず、建築基準法の規定に基づく手続きを受けずに設置されたエレベーターによる死亡または重大な人身事故（転落や挟まれ）が発生しております。

…これはとても危険です！

確認 お客様のリフトは大丈夫ですか？

簡易リフトも、小荷物専用昇降機やエレベーター同様、労働安全衛生法と建築基準法の様々な届け出・検査・安全装置の取付けを適正に行わなければなりません。

法規制	簡易リフト	小荷物専用昇降機	エレベーター
建築基準法の適用	適用あり	適用あり	適用あり
建築基準法に基づく定期点検	—	地域によって必要	必要
労働安全衛生法のクレーン等安全規則の適用	適用あり	適用あり	適用あり
かご寸法の規制	面積 1㎡以下またはその高さが 1.2m 以内	面積 1㎡以下かつその高さが 1.2m 以内	面積 1㎡超または高さ 1.2m 超

例えば、
■ かご床面積が 1㎡を超える
■ 天井の高さが 1.2m を超える
どちらかに該当すればエレベーター扱いになります！

労働衛生法では「簡易リフト」でも、建築基準法では「エレベーター」

対応 するのにかなりの費用がかかります。

エレベーターに義務づけられる条件を満たさなくてはなりません。

必要事項 ▶ 難燃材料による昇降路・昇降路扉の設置、安全装置の取付け、建築確認申請、完了検査、定期検査報告 など

ではどうすれば良いのでしょうか…？



垂直搬送機のご提案！

Point! 垂直搬送機は昇降機に該当しない設備です。

法規制	垂直搬送機
建築基準法の適用	適用なし
建築基準法に基づく定期点検	不要
労働安全衛生法のクレーン等安全規則の適用	適用なし
かご寸法の規制	なし

各種安全装備を標準装備！

Point! 安全基準をクリアし、尚かつ便利な昇降機。

人が乗り込む必要がない

安全な搬送が可能に！

経済的なリニューアルが実現します！

■コンベア型垂直搬送機

■トレー型垂直搬送機



※各種垂直搬送機の詳細は担当者にお問合せください。

